

警 務 甲 達 第 3 号  
生 企 甲 達 第 2 号  
刑 企 甲 達 第 8 号  
交 企 甲 達 第 4 号  
警 公 甲 達 第 2 号  
令 和 2 年 2 月 2 8 日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福 井 県 警 察 本 部 長

事件等発生時における被害者等の支援に関する一般社団法人日本DMORT（ディ  
モート）との協定の締結について

この度、県警察と一般社団法人日本DMORTが、事件等発生時における被害者等の支  
援に関する連携協定を締結したところであり、その連携要領等については下記のとおりで  
あるので、運用上誤りのないようにされたい。

#### 記

#### 1 協定の概要

県内で死傷者多数の事件若しくは事故又は災害（以下「事件等」という。）が発生し  
た場合において、県警察が一般社団法人日本DMORT（災害死亡者家族支援チーム。  
以下「DMORT」という。）と連携して、被害者又は被災者及びその家族又は遺族（以  
下「被害者等」という。）の心情に配慮したきめ細やかな支援を行うことにより、被害  
者等の精神的被害の軽減につなげることを目的とし、令和2年2月28日に協定を締結  
した。

#### 2 対象事案

この協定における対象事案は、死者及び行方不明者がおおむね5人以上又は死傷者が  
おおむね10人以上の事件等、その他事案の内容、被害者等の状態、社会的反響等を勘  
案し、DMORTによる支援が必要であると本部長が認めるものとする。

#### 3 対応要領

##### (1) 支援要請要領

ア 事件等が発生した場合におけるDMORTに対する支援の要請は、事件等主管課  
と協議の上、本部の警務課長が行うものとする。

##### イ 支援要請の方法

DMORTに対する支援の要請は、原則として一般社団法人日本DMORT会員  
の派遣依頼書（別記様式）により行う。ただし、これにより難しい場合は、電話、電  
子メールその他の方法により行い、事後速やかに書面を交付するものとする。

##### (2) DMORT会員の円滑な受入れ

本部の警務課長は、DMORT会員の受入れに当たり、交通情報や派遣場所の状況、

その他派遣に必要な情報を提供するとともに、派遣会員の宿泊施設の手配等、円滑な受入れを図るものとする。

(3) DMORTの支援に関する関係機関との連絡・調整

警察職員は、DMORT会員が円滑に活動するために、活動する施設を管理する関係機関に対して必要な連絡・調整を行うものとする。

(4) DMORTの支援に関する被害者等の同意確認

DMORTが支援活動を行うに当たり、警察職員は対象の被害者等に対してDMORTの活動内容を説明した上、被害者等の情報を必要な限度でDMORTに提供することについて、同意を得るものとする。

(5) DMORTへの情報提供

被害者等からDMORTによる支援介入及び情報提供に係る同意を得られた場合には、警察職員はDMORT会員に対し、被害者等の情報を必要な限度で提供するものとする。

(6) DMORT会員との連携

遺族に対し遺体の引渡しを行う場合等において、DMORT会員が立ち会い支援等を行う場合は、警察職員は連携してこれを行うものとする。

(7) 派遣されたDMORT会員への旅費の支給

DMORT会員が派遣された場合には、福井県一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和25年福井県条例第46号）に基づき、DMORT会員が支弁した旅費を、会員本人に支給するものとする。

4 協定事項

県警察とDMORTとの協定事項については別添のとおりである。

## 事件等発生時における被害者等の支援に関する連携協定

福井県警察（以下「甲」という。）と一般社団法人日本DMORT（以下「乙」という。）は、次の条項により、協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、福井県内で死傷者多数の事件若しくは事故又は災害（以下「事件等」という。）が発生した場合において、甲及び乙が相互に連携して被害者又は被災者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）の心情に配慮したきめ細やかな支援を行うことにより、被害者等の精神的被害の軽減につなげることを目的とする。

### （支援の要請）

第2条 甲は、乙の支援が必要と認めるときは、前条に規定する支援について、乙に対して協力を要請するものとする。

2 前項の要請は、原則として書面により行うものとする。ただし、これにより難しい場合は、電話、電子メールその他の方法により行い、事後に書面を交付するものとする。

### （連携事項）

第3条 事件等が発生したときの連携事項は、次のとおりとする。

#### （1）会員の派遣

乙は、甲から要請を受けたときは、会員の派遣に努めるものとする。

#### （2）情報の提供

甲は、被害者等に対して本協定の内容を説明し、被害者等に関する情報を乙に提供することについて同意が得られた場合、支援の実施に必要な限度で、当該情報を乙に提供するものとする。

#### （3）支援の実施

甲及び乙は、相互に連携して、第1条に規定する支援を行うものとする。

### （守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動に伴い知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職又は会を退いた後もまた同様とする。

(旅費の支給)

第5条 乙の会員が派遣された際に支弁した旅費は、甲が福井県一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和25年福井県条例第46号）に基づき、支弁した乙の会員本人に支払うものとする。

(費用負担)

第6条 前条に規定する旅費以外で、乙の会員が活動するために必要な費用については、乙が負担するものとする。

(活動時における補償)

第7条 本協定に基づく活動に際して、甲の職員又は乙の会員が死亡、負傷その他の損害を受けた場合は、災害補償に関する法律等の定めるところにより、甲及び乙が所属する部署において対応するものとする。

(協議)

第8条 本協定に定める事項の疑義又は本協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(施行)

第9条 本協定は、締結日からその効力を有する。

この協定の証として、甲と乙とは本協定書を2通作成し、それぞれ署名押印の上、その1通を保管するものとする。

令和2年2月28日

甲 福井県警察本部

本部長 聖成 竜太



乙 一般社団法人日本DMORT

理事長 吉永 和正



様式省略